## 新旧対照表 (千葉市公衆浴場法施行条例)

改正前 改正後 千葉市公衆浴場法施行条例 千葉市公衆浴場法施行条例

第1条~第3条(略)

(一般公衆浴場の衛生及び風紀に必要な措 置の基準)

- 第4条 法第3条第2項に規定する浴場業を 営む者が講じなければならない入浴者の衛 生及び風紀に必要な措置の基準のうち、一 般公衆浴場に係る浴場業を営む者が講じな ければならない施設設備に関する基準は、 次の各号に定めるとおりとする。
  - (1)~(18)(略)
  - (19) サウナ室を設けるときは、次に定める基 準を満たしていること。

ア・イ (略)

ウ サウナ室の床面は、必要に応じて排 水が容易に行えるよう適当な勾配及び 排水口を設けること。

工 (略)

オ 脱衣室又は洗い場からサウナ室の室 内を容易に見通すことのできる窓を適 当な位置に設け、かつ、サウナ室の室内 に非常用ブザー等を備えること。

(20) (略)

2 (略)

以下(略)

第1条~第3条(略)

(一般公衆浴場の衛生及び風紀に必要な措 置の基準)

- 第4条 法第3条第2項に規定する浴場業を 営む者が講じなければならない入浴者の衛 生及び風紀に必要な措置の基準のうち、一 般公衆浴場に係る浴場業を営む者が講じな ければならない施設設備に関する基準は、 次の各号に定めるとおりとする。
  - (1) ~ (18) (略)
  - (19) サウナ室を設けるときは、次に定める基 準を満たしていること。

ア・イ (略)

ウ サウナ室の床面**には、** 水が容易に行えるよう適当な勾配及び 排水口を設けること。ただし、入浴者の 衛生に支障がないと市長が認めるとき は、この限りでない。

エ (略)

オ サウナ室の室 内を容易に見通すことのできる窓を適 当な位置に設け、かつ、サウナ室の室内 に非常用ブザー等を備えること。

(20) (略)

2 (略)

以下(略)

備考 改正箇所は、下線が引かれた部分である。

附則

この条例は、公布の日から施行する。